

平成 27 年 9 月 3 日

独立行政法人国民生活センター

「名義を貸して…」 「代わりに買って…」 などと持ちかける不審な電話は詐欺です！  
— 古銭の購入に関連した詐欺的トラブルにご注意！ —

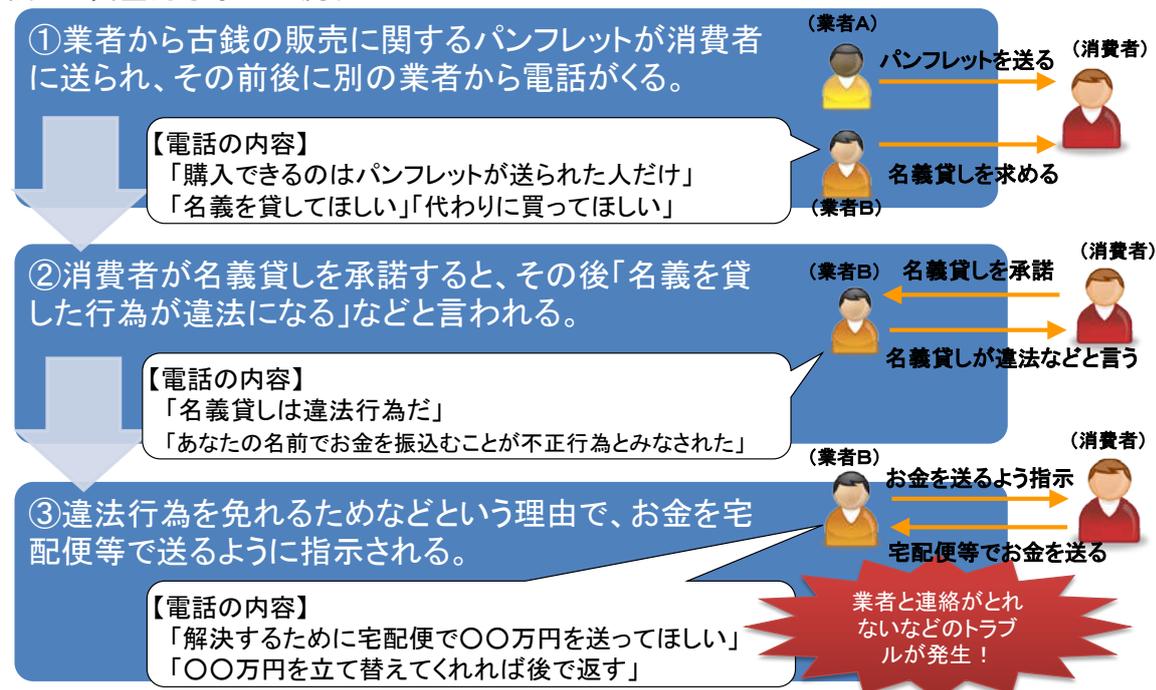
古銭の購入に関連した詐欺的トラブルに関する相談が、高齢者を中心に多く寄せられています。特に多く見られる手口は、複数の業者が役回りを分担して消費者をだまそうとする「劇場型勧誘（買え買え詐欺）」です。

典型的な手口では、業者から古銭の販売に関するパンフレットが消費者に送られ、その前後に別の業者を名乗る者などから電話があり、「古銭が買えるのはパンフレットが送られた人だけ」などと言われ、「名義を貸してほしい」「代わりに買ってほしい」などと持ちかけられます。

消費者が名義貸しを承諾すると、その後「名義を貸した行為が違法になる」などと言われ、違法行為を免れるためなどという理由で、お金を宅配便等で送るように指示されます。指示通りにお金を送った後、業者と連絡が取れなくなるなどのトラブルが発生しています（図 1）。

「名義を貸して・・・」「代わりに買って・・・」などと持ちかけてくる不審な電話は買え買え詐欺の手口です。こうした電話があっても相手にせず、すぐに電話を切ってください。また、どのような名目であれ、宅配便等でお金を送付するよう指示することは全て詐欺の手口です。業者から宅配便等でお金を送付するよう指示されても応じないでください。

図 1 典型的な手口の流れ



## 1. 相談事例

### 【事例1】名義を貸すことを了承したら不正行為と言われて50万円を送ってしまった

A社から古銭の販売に関するパンフレットが届いた。その後、B社から電話があり「Cさんが古銭を欲しがっているので名義を貸してほしい」と言われて了承した。

その後、再びB社から電話があり「Cさんはあなたの名義でA社に振り込んだため、それが不正行為とみなされた。組戻しの手続きが必要だが、Cさんは海外に行ってしまい手続きができない」とのことだった。

B社から「あなたが50万円をいったん立て替えるように」と言われ、指示通りに宅配便で個人宅にお金を送った。B社からは「Cさんが帰国すれば、すぐに返金する」と何度も言われたので安心していた。

しばらくして、A社から古銭が1枚送られてきた。その後、A社やB社に電話をしても通じなくなった。  
(2014年8月受付 契約当事者:80歳代 女性 山陽地方)

### 【事例2】名前を貸すことを了承すると違法と言われ350万円を送ってしまった

古銭業者を名乗る者から電話があり、「古銭のパンフレットが届いていないか」と言われたので、「届いていない」と伝えた。業者は、「パンフレットが届いた人に古銭を購入する権利がある。買う予定がないなら、買いたい人がいるので名前を貸してほしい」と言うので、「名前だけならよい」と思い、了承した。

その後、業者から再び電話があり、「あなたの名前で購入したことになっているので、その行為が違法となる。このままだと訴えられるが、中央省庁に知人がいるから穏便に解決できる。費用は買う人から後で返してもらうので、お金を用意してほしい」と言われた。

「訴えられたら困る」と思い、50万円を宅配便で送った。数日後、同じ人からまた電話があり、「名義を換えるため」「立て替えた分は返す」などと言われ、さらに300万円を宅配便で送った。後日、業者に電話をしたがつながらず、連絡が取れない。お金を返してほしい。

(2015年5月受付 契約当事者:80歳代 女性 南関東地方)

### 【事例3】業者に連絡をすると不正入手と言われて200万円を送ってしまった

大手商社のような名称を名乗るX社から電話があり「パンフレットが届いているはずだ」と言われたので、「届いていない」と伝えたところ「パンフレットが届いたら連絡ください」と言われた。

数日後、Y社から古銭に関するパンフレットが届いたので、X社に電話したところ「すぐにY社に電話をして、古銭の在庫状況を確認してください」と言われた。Y社に電話したところ、「50万円の商品が4口ある」と言われた。

X社に連絡すると「Zさんが古銭を買うので、他の人に売らないようにY社に伝えてほしい」と言われたので、再びY社に連絡した。するとX社からは「Zさんがあなたの名前でY社に振り込みをした」と連絡が入った。

その後、Y社から「あなた以外の人間があなた名義でお金を振り込むことは不正入手にあたる」と言われ、200万円を送るように言われたので、現金書留で送った。

最近、Y社に電話をしたが連絡が取れない。業者からは古銭のような物は届いている。

(2014年6月受付 契約当事者:80歳代 女性 四国地方)

## 2. 消費者へのアドバイス

**(1) 「名義を貸して・・・」「代わりに買って・・・」などと持ちかけてくる不審な電話は買え買え詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください**

買え買え詐欺では、業者からパンフレットが消費者に送られ、その前後に別の業者を名乗る者などから電話があり、「パンフレットが送られた人しか買えない」などと言われ、「名義を貸してほしい」「代わりに買ってほしい」などと持ちかけられます。こうした不審な電話があっても相手にせず、「興味ありません」「お断りします」と言ってすぐに電話を切ってください。

また、これまでには、仏像やダイヤモンドなどの購入に関連した買え買え詐欺の手口も多く見られました。買え買え詐欺の手口は、日々変化しており、巧妙化・悪質化しています。古銭以外に関しても不審な電話には十分に注意してください。

**(2) 「宅配便等でお金を送れ」は全て詐欺です。業者とやりとりしてしまっても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください**

業者が持ちかけてくる話の内容や送られてくるパンフレットは非常に巧妙にできていますが、話をうのみにせず、絶対にお金は払わないでください。一度お金を払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。

どのような名目であれ、宅配便等でお金を送付するよう指示することは全て詐欺の手口です。そもそも現金書留以外の郵便や宅配便でお金を送ることはできませんので、業者から宅配便等でお金を送付するよう指示されても応じないでください。

**(3) 留守番電話機能なども利用してください**

不審な電話があっても、一度電話に出ると切りにくくなります。そこで、留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ず、必要に応じて後でかけ直すようにする方法が有効です。また、発信者番号表示機能のある電話を使用している場合には、番号非通知や知らない番号からの電話には出ないという方法もあります。

また、事前警告を発したうえで自動的に通話内容を録音する「通話録音装置」や、あらかじめ登録された不審な電話番号からの着信を自動的に着信拒否する「自動着信拒否装置」といった新しい「防犯アイテム」もあります。

**(4) すぐに消費生活センター等に相談してください**

少しでも疑問や不安を感じた場合には、すぐに消費生活センターやご家族・友人等に相談してください。お金を払う前に相談することが重要です。

**(5) 日頃から家族や身近な人による高齢者への見守りが大切です**

トラブルにあっている方の多くが高齢者です。高齢者の消費者トラブルを未然に防止するためには、家族や身近な人の協力が不可欠です。日頃から家族やホームヘルパーなどの身近な人が本人の様子や居室、居宅の変化などに気をつける必要があります。

### 3. 情報提供先

消費者庁消費者政策課

内閣府消費者委員会事務局

警察庁生活安全局生活安全企画課

警察庁生活安全局生活経済対策管理官

警察庁刑事局捜査第二課

#### 【参考①】 消費者のもとに送付されたパンフレットの例



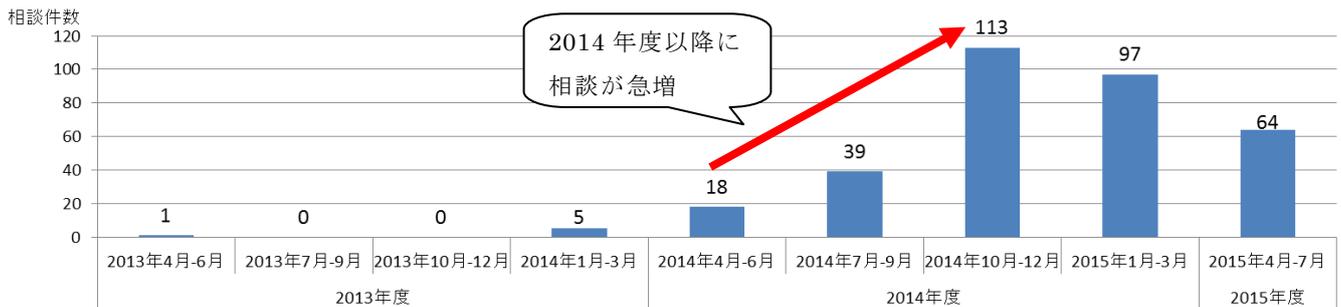
参考② PI0-NET からみた相談の傾向<sup>1</sup>

(1) 相談件数の推移—2014年度に急増—

古銭の購入に関連した詐欺的トラブルに関する相談は 2014年度に急増し、2013年4月以降2015年7月までに寄せられた相談は337件となっています(図2)。

図2 古銭の購入に関連した詐欺的トラブルに関する相談件数

(2013年4月以降2015年7月までの受付分)



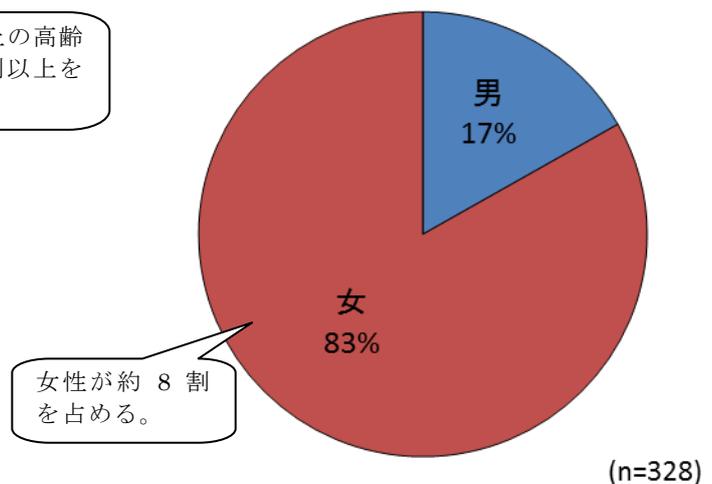
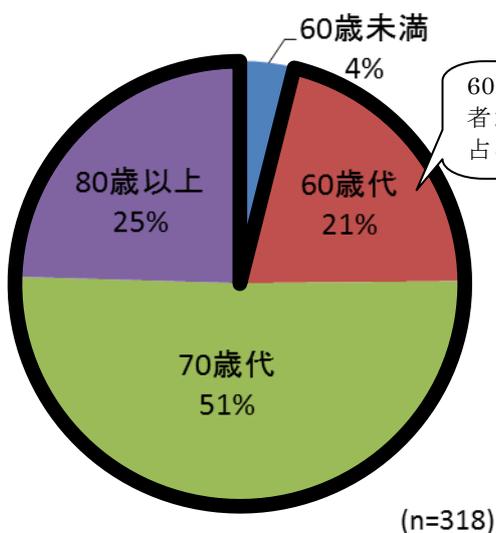
(2) 契約当事者の属性—9割以上が60歳以上—

相談件数が増加した2014年度以降の相談(お金を支払う前の相談を含む)について、契約当事者の年代をみると、60歳以上の高齢者が全体の9割以上を占めており、高齢者によるトラブルが非常に多いことがわかります(図3)。性別ごとにみると、女性が約8割を占めています(図4)。

また、地域別では、九州北部(60件)が最も多く、ついで近畿(55件)、南関東(50件)が多くなっています。

図3 契約当事者の年代別の割合

図4 契約当事者の性別の割合

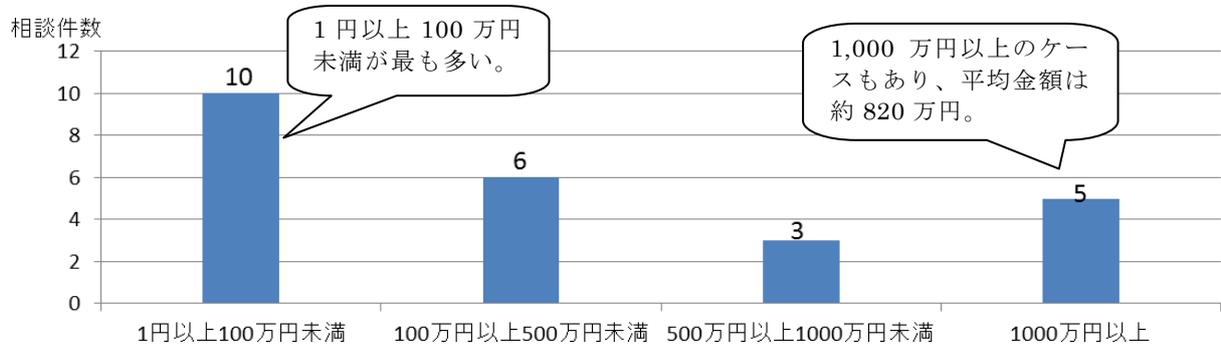


<sup>1</sup> PI0-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。2015年8月25日までのPI0-NET登録分。2015年度以降は、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。年代等は、2014年度以降受付分(お金を支払う前の相談を含む)の合計331件を対象に、不明・無回答等を除いて集計した。割合は小数点以下を四捨五入しているため合計が100にならないことがある。

### (3) 既支払金額—平均金額は約 820 万円—

2014 年度以降受付分の相談のうち、すでにお金を支払っている相談は 24 件で、1 円以上 100 万円未満というケースが最も多くなっていますが、1,000 万円以上のケースもあり、平均金額は約 820 万円と高額でした<sup>2</sup> (図 5)。

図 5 既支払金額別相談件数



<sup>2</sup> 既支払金額の平均は、金額が 0 円のケースを除いて集計した。